

京都市告示第387号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和7年9月10日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起終点
1	嵯峨水0593号	右京区嵯峨広沢御所ノ内町40番地の2地先 同町39番地の1地先

(建設局土木管理部道路明示課)